

大会開始前の感染者及び濃厚接触者の参加可否について

大会開始前14日間に濃厚接触者もしくは感染者に該当する項目があった場合でも下記の通りであれば、競技に参加できることとする。

◆濃厚接触者について（待機解除をもって競技に参加できることとする）

<参考 東京都福祉保健局>

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/shien/coronaamidika.html#cms798BC

陽性判定を受けた方の発症日よりも2日前以降（無症状の方は検体採取日よりも2日前以降）から療養終了日までは、感染可能期間といい、周囲の方に感染させる可能性がある期間となります。この期間に接触した方のうち、次の範囲に該当する方は濃厚接触者となります。

- ・患者と同居、あるいは長時間の接触（車内・航空機など）があった人
- ・適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護した人
- ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人
- ・その他、手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上接触があった人（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

濃厚接触者の自宅待機期間は、陽性者との最終接触日を0日として5日間（6日目に解除）が原則ですが、症状が無い場合に2日目及び3日目に「体外診断用医薬品」と表示された抗原定性検査キットを用いた検査（検査費用は自己負担となります。）により陰性が確認された場合は、3日目から待機解除することが可能です。

区分		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
濃厚接触者 (同居者・同居 家族含む)	原則なる 待機期間	最終接触日	自宅待機・感染対策・健康観察				待機 最終日	待機 解除日
	待機期間を 短縮する場合	最終接触日		抗原定性 検査キット で陰性	抗原定性 検査キット で陰性 (解除)			

◆陽性者と診断された場合（療養解除をもって競技に参加できることとする）

<参考 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<症状のある方>

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする。ただし、現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から療養解除を可能とする。

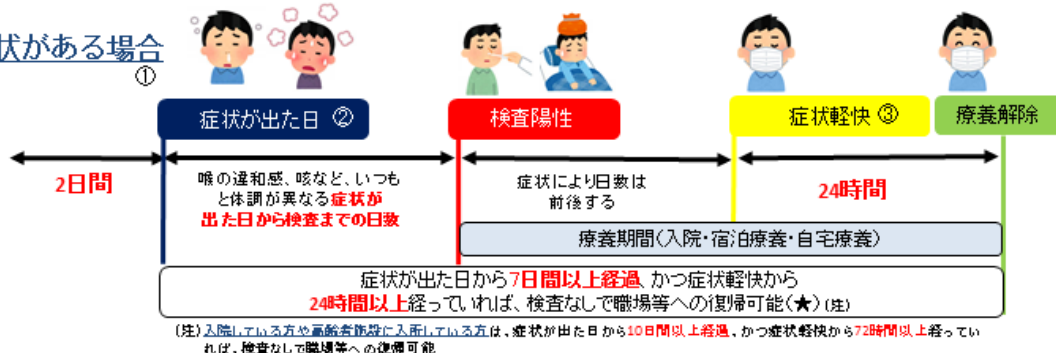
<無症状の方>

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とする。

新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

(★)症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、**感染リスクがあります**。
検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、**自主的な感染予防行動の徹底をお願いします**。

症状がある場合



症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合は、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。

※上記のいずれの場合でも、待機期間や療養期間解除後も検温など健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の基本的な感染対策を徹底してください。